

107 試験規則による試補出願者の件稟申(明治二十二年五月)

明治二十二年五月七日

内閣総理大臣

文官試験局長官 印

(谷森)

東京府士族
明治二十一年七月法科大学卒業生

司法省
司法官試補

大学院学生
鹽谷恒太郎

元治元年五月二十九日生

(下札1)

愛知県士族
明治二十一年七月法科大学卒業生

法制局試補

法制局雇
永井久滿次

慶応元年十月二十三日生

(下札2)

(注記1)

右ハ文官試験試補及見習規則第二十三条ニ依リ試補タランコトヲ望ミ之ヲ出願セル者ニ有之各同則第三条ノ資格ヲ有シ試補適当ノ者ト信認ス依テ此段具状候也

(注記2)

聞

文官試験局長官具申試験規則第二十三条ニ依リ試補出願者ノ

件

右謹テ奏ス

明治二十二年五月九日

内閣総理大臣伯爵 黒田清隆 花押

(注記3)
明治二十二年五月七日

内閣総理大臣 花押 (黒田)

文官試験局長官具申試験規則第二十三条ニ依リ試補出願者

ノ件

右高覧ニ供ス

司法省及法制局へ通牒

五月十日

(奥谷)

(注記1)

「二十九」(簿冊内件名番号)

(注記2)

印

(注記3)

「内閣第六十四号・五月九日裁可」

(注記4)

(石坂・田部)
「受・印・印」

(下札1)

「本郷区元町二丁目六十六番地」

(下札2)

「小石川区金富町四十五番地」

【明治二十二年 公文雑纂一 内閣各局一】 2A, 13, 118